

遠軽町まちづくり自治基本条例の 運用状況調査結果（暫定版）

平成 29 年 6 月 遠軽町総務部企画課

はじめに

1 本調査の目的

本条例第 4 3 条に規定する遠軽町まちづくり自治基本条例推進委員会による検討資料として、直近の改正以降の条例の運用状況を把握する。

2 対象期間

平成 26 年度から平成 28 年度まで（直近の改正条例の施行日 平成 26 年 4 月 1 日）

3 調査対象事項

- (1) 単に理念や心がまえなど内面のあり方を示す条項（精神的な規定）については、本調査の対象から除く。
- (2) 該当する具体的事象が広範なため把握が困難な条項（一般原則的な規定）については、具体的事例を限定して把握する又は調査対象外とする。

上記を踏まえ、対象とする条項及び運用状況の把握方法については以下のとおりとする。

対象条項	運用状況の把握方法
第 1 1 条（子どもの利益及び権利の尊重）	具体的取組の有無
第 1 2 条第 3 項（議会に関する基本的事項）	議会基本条例の制定、改廃等の状況
第 1 6 条第 3 項（町長の責務）	職員の指揮監督、人材育成の取組
第 2 0 条（執行機関の組織）	組織の見直し
第 2 1 条（情報公開の及び共有）	町政に関する情報提供の状況
第 2 2 条（情報の収集及び管理）	情報公開制度の運用状況
第 2 3 条（説明責任）	出前講座の実施、説明会等の実施状況

第24条（個人情報保護）	個人情報取扱事務登録状況
第25条（総合計画の策定）	総合計画の策定状況、策定過程における意見反映の手法
第28条（行政評価）	行政評価の実施状況
第30条（財政状況等の公表）	財政状況の公表状況
第31条（意見、要望、苦情等への応答義務）	ホームページからの問い合わせ等の対応状況、目安箱、要望書に対する対応状況、記録の有無
第32条（参画及び協働）	意見募集、町民アンケート等の実施状況
第33条（政策決定過程への参画）	政策決定過程に町民が関与した取組の状況
第34条（委員の公募）	審議会等の委員の公募状況
第37条（コミュニティの充実）	コミュニティ活動の充実に資する取組の状況
第38条（町民投票の状況）	町民投票の実施状況
第39条（町外の人との連携）	ふるさと会との交流状況
第40条（他の自治体との連携）	自治体間交流連携の状況（新規事例のみ）
第41条（国際交流）	国際交流事業の実施状況

4 調査方法

3に挙げた各条項に関連する取組等について、各部局に照会し、総務部企画課において取りまとめを行った。

運用状況

1 第11条関係（子どもの利益及び権利の尊重）

条文
第11条 町は、子どもの最善の利益及び権利の尊重について啓蒙啓発を図るとともに、子どもが自らかかわる事柄について意見を表明し、参加できるよう支援するものとする。
運用状況
<input type="checkbox"/> 子どもの利益及び権利の尊重については、社会情勢等を見極めた上で条例制定も含めて対応を検討中である。

2 第12条関係（議会に関する基本的事項）

条文
第12条 （略） 2 （略） 3 議会は、前2項に規定するもののほか、議会が担うべき役割を果たすための基本的事項について、別に定めるものとする。
運用状況
<input type="checkbox"/> 遠軽町議会基本条例の制定及び見直し 制定 平成25年6月24日 改正 平成26年3月24日 遠軽町まちづくり自治基本条例の一部改正に伴う関連条項の整理 平成27年3月18日 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関連条項の整理 平成28年6月14日 議決事件に町の石及び町の蝶を追加 平成28年9月16日 議会報告会の開催頻度を「年1回以上」から「必要に応じて」に改正、町の審議会等への就任制限の撤廃、議決事件の追加等

3 第16条関係（町長の責務）

条文				
第16条（略）				
2（略）				
3 町長は、町の職員（以下「職員」という。）を適正に指揮監督するとともに、 町政の課題に的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な 組織運営に努めなければならない。				
運用状況 H26～H28				
<input type="checkbox"/> 人材育成基本方針の策定及び見直し <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針の策定（H18.4）、改定（H25.3） 				
<input type="checkbox"/> 職員研修の実施状況（単位：人）				
	区分	H26	H27	H28
町	新採用等職員研修	34	36	36
	職員研修	69	-	240
	町村会	20	26	22
	道研修センター	16	16	11
	その他	9	10	6
	計	148	88	315

4 第20条関係（執行機関の組織）

条文														
第20条 町は、効率的かつ機動的な活動ができるように、常に組織の見直しに努めなければならない。														
運用状況 H26～H28														
<input type="checkbox"/> 組織機構の見直しの状況 <ul style="list-style-type: none"> ・H27.4 民生部「保育課」を廃止し、「子育て支援課」を設置 ・H28.4 総務部に「危機対策室」を設置 ・H29.4 総務部に「地域拠点施設準備室」を設置 														
<input type="checkbox"/> 職員数（年度当初） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年度</th> <th style="width: 15%;">H26</th> <th style="width: 15%;">H27</th> <th style="width: 15%;">H28</th> <th style="width: 15%;">H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数</td> <td>261</td> <td>258</td> <td>258</td> <td>259</td> </tr> </tbody> </table>					年度	H26	H27	H28	H29	職員数	261	258	258	259
年度	H26	H27	H28	H29										
職員数	261	258	258	259										

5 第21条関係（情報の公開及び共有）

条文				
第21条 町は、町民の知る権利を保障し、公正で開かれた町政運営を進めるため、町政に関する情報を公開し、提供することにより、町民との情報の共有に努めなければならない。				
運用状況 H26～H28				
<input type="checkbox"/> 町からの情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・広報えんがる 月1回発行 ・広報えんがる・かわら版を発行（平成28年度から） ・町ホームページを運営（平日は毎日更新） ・町長定例記者会見の開催（定例議会開催月の前月、年4回） ・その他ホームページ等による情報発信（白滝ジオパーク、丸瀬布昆虫生態館） ・ソーシャルネットワーキングサービスによる情報発信（げんき21、遠軽町埋蔵文化財センター、丸瀬布昆虫生態館） 				

6 第22条関係（情報の収集及び管理）

条文
第22条 町は、町政に関する情報を的確に収集し、速やかにこれを提供できるように統一された基準により、管理しなければならない。
運用状況 H26～H28
□情報公開制度に基づく公開請求の状況（町議会関係を除く。） H26 請求2件、公開2件 H27 請求なし H28 請求2件、公開2件

7 第23条関係（説明責任）

条文				
第23条 町は、町政に関する活動状況又は意思決定の過程について、町民にわかりやすく説明する責任を有するとともに、情報公開等の請求を受けたときは、誠実に応答しなければならない。				
運用状況 H26～H28				
□出前講座の実施状況（単位：件）				
区分	H26	H27	H28	合計
マイナンバー制度	0	6	3	9
防災対策	2	2	3	7
介護・医療	2	1	2	5
その他	0	3	4	7
計	4	12	12	28
□情報公開制度に基づく公開請求の状況 第22条関係に記載				
□公共施設建設事業に係る説明会・見学会等の開催				
<ul style="list-style-type: none"> ・H26年度 生田原浄水場建設工事説明会 ・H27年度 安国浄水場建設工事説明会 ・H28年度 生田原水穂地区給水区域拡張に向けた説明会 ・H28年度 生田原浄水場完成見学会 ・H29年度 安国浄水場完成見学会 				

8 第24条関係（個人情報の保護）

条文
第24条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。
運用状況 H26～H28
<input type="checkbox"/> 個人情報保護制度の運用状況 <ul style="list-style-type: none">・H27年10月から施行。個人情報の収集の制限、利用・提供の制限及び適正管理を図る。・H28年度末における個人情報取扱事務の登録件数 259件（町議会関係を除く。）

9 第25条関係（総合計画の策定）

条文
第25条 町長は、将来のまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、基本構想及び基本計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。 2 町長は、総合計画の策定にあたっては、町民の意見が反映されるよう努めなければならない。
運用状況 H26～H28
<input type="checkbox"/> 総合計画の策定状況 <ul style="list-style-type: none">・H26策定、基本構想H27～H36（10年間）、前期基本計画H27～H31（5年間） <input type="checkbox"/> 総合計画策定過程における町民意見の反映の状況 <ul style="list-style-type: none">・町民アンケート（18歳以上、3千人及び遠軽高校3年生）を実施・総合計画策定ワーキングチーム（33人）による素案策定・計画案に対する意見募集手続き・総合計画審議会及び地域審議会による審議

10 第28条関係（行政評価）

条文
第28条 町は、効率的かつ効果的な町政運営を行うため、政策等の成果及び達成度を客観的に評価し、その結果を公表するとともに、翌年度の施策、事務事業、予算編成等に反映させなければならない。
運用状況 H26～H28
<input type="checkbox"/> 行政評価の実施状況 <ul style="list-style-type: none">・毎年12事業を抽出して実施。町民アンケートを踏まえて担当課が評価票を作成、遠軽町行政改革推進委員会の審議を経て遠軽町行政改革本部にて評価結果を決定する。結果は町広報紙及びホームページで公開している。

11 第30条関係（財政状況等の公表）

条文
第30条 町長は、財政状況及び財産の保有状況を町民にわかりやすく公表しなければならない。
運用状況 H26～H28
<input type="checkbox"/> 財政状況及び財産の保有状況の公表の状況 <ul style="list-style-type: none">・財政小冊子「まちの収入と使い方」発行（年1回、全戸配布）・町広報紙・ホームページによる財政状況に関する情報発信（随時）

1 2 第31条関係（意見、要望、苦情等への応答義務等）

条文				
<p>第31条 町は、町民からの意見、要望、苦情等（以下「意見等」という。）があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。</p> <p>2 町は、前項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応の記録に努めなければならない。</p> <p>3 町は、町民からの意見等を尊重し、これを町政運営に反映するよう努めなければならない。</p>				
運用状況 H26～H28				
□問い合わせ等に関する対応及び記録状況（単位：受付件数/回答件数）				
区分	H26	H27	H28	合計
HPからの問い合わせ	38/32	53/48	45/40	136/120
町民相談	6/5	11/11	4/4	21/20
目安箱	6/4	6/2	7/2	19/8
郵便	0/0	1/1	0/0	1/1
計	50/41	71/62	56/46	177/149
□目安箱に投函された意見等の町広報紙への掲載				
<ul style="list-style-type: none"> ・H26.12月号 1件 見晴牧場の夜間開放に関する意見 ・H27.4月号 2件 ロックバレースキー場頂上に展望台を設置する意見 骨粗しょう症検診を町の検診の対象とする意見 ・H28.9月号 1件 役場前庭にアジサイを植栽する意見 				

1 3 第 3 2 条 関 係 (参 画 及 び 協 働)

条文		
<p>第 3 2 条 町は、町民の意見等がまちづくりに反映されるよう町民の町政への参画機会の拡充に努めなければならない。</p> <p>2 町は、協働のまちづくりを推進するにあたっては、対等・協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解のもとに信頼関係を築くよう努めなければならない。</p>		
運用状況 H26～H28		
□町民からの意見募集手続きの実施状況		
事例	年月、募集方法	結果
遠軽町公共下水道事業中期ビジョン(案)に対する意見募集	H26.12、町広報紙・HP	意見なし
第2次遠軽町総合計画(案)に対する意見募集	H26.12～H27.1、町広報紙・HP	2人から13件提出
遠軽町都市計画区域の整備、開発及び保全の方策(素案)に対する意見募集	H27.2～3、町HP	意見なし
遠軽町公共下水道事業基本計画(案)策定に対する意見募集	H27.11.2、町広報紙・HP	意見なし
遠軽町都市計画マスタープランの素案に対する意見募集	H27.11、町広報紙・HP	意見なし
遠軽町都市計画用途地域等の見直し素案に対する意見募集	H27.11、町広報紙、HP	意見なし
遠軽町公共施設等総合管理計画(案)に対する意見募集	H27.12、町広報紙・HP	意見なし
“縁(えん)があるまち”遠軽町まち・ひと・しごと創生戦略(案)に対する意見募集	H27.12、町広報紙・HP	意見なし
白滝ジオパーク基本計画2016(素案)に対する意見募集	H28.10、白滝ジオパークHP	意見なし
町民憲章及び町花・町木等の案に対する意見募集	H28.3、町広報紙・HP	町民憲章：意見なし 町花・町木等：22件提出
第3次遠軽町行政改革大綱(案)に対する意見募集	H29.1、町広報紙・HP	意見なし
遠軽町住生活基本計画(案)に対する意見募集	H29.1～2、町広報紙・HP	意見なし
遠軽町町営住宅長寿命化計画(案)に対する意見募集	H29.2、町広報紙・HP	意見なし
遠軽町エネルギービジョン(案)に対する意見募集	H29.3、町HP	意見なし
遠軽町水道事業ビジョン(案)に対する意見募集	H29.3、町広報紙・HP	意見なし
遠軽町下水道事業経営戦略(案)に対する意見募集	H29.3、町広報紙・HP	意見なし

□町民アンケートの実施状況

事例	時期	方法
第2次遠軽町総合計画策定に係る町民アンケート	H26.5~6	無作為抽出による18歳以上の町民3千人及び遠軽高校3年生に調査票を配布・回収
遠軽町行政評価アンケート	毎年	毎年12事業を抽出し、無作為抽出による18歳以上の町民3千人に調査票を配布・回収
白滝ジオパークマスタープラン(仮)策定に関するアンケート	H28.4	無作為抽出による18歳以上の町民3千人
遠軽町住宅・住環境に関するアンケート		無作為抽出による18歳以上の町民千人に調査票を配布・回収
遠軽町町営住宅に関するアンケート		町営住宅入居者全戸(778件)

14 第33条関係(政策決定過程への参画)

条文

第33条 町は、政策の立案、実施、評価等の決定過程に町民が参画できるよう配慮しなければならない。

運用状況 H26~H28

□町民が審議会等により政策決定過程に関わった事例

事例	人数	開催時期、開催回数
遠軽町総合計画審議会	12人	H26、2回
遠軽町総合計画策定ワーキングチーム	33人	H26、5部会に分かれ延べ46回
遠軽町行政改革推進委員会	12人	H26、1回 H28、3回
遠軽町エネルギービジョン推進委員会	10人	H26、1回 H28、2回
遠軽町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議	13人	H28、1回
白滝ジオパーク推進協議会ワーキングチーム	23人	H27.9~H29.2、14回
遠軽町都市計画審議会	10人	H28、4回
(仮称) えんがる町民センター穿設検討委員会	17人	H28、4回
遠軽IC道の駅検討協議会	11人	H28、2部会、のべ15回

15 第34条関係（委員の公募）

条文		
第34条 町は、審議会、審査会、委員会その他の附属機関及びこれに類するものの委員に公募による委員を加えるよう努めなければならない。		
運用状況 H26～H28		
□審議会等の委員の公募の状況		
事例	人数	募集時期、募集人数
町民憲章等検討委員会	3人	H27、4人
遠軽町総合計画策定ワーキングチーム	33人	H26、30人程度
遠軽町行政改革推進会議	1人	H26、4人
遠軽町まちづくり会議（4地域ごとに設置）	1人	H28、12人
遠軽町保健医療福祉審議会	2人	H28、若干名
（仮称）えんがる町民センター建設検討協議会	3人	H28、3人
遠軽IC道の駅検討協議会産業・食部会	11人	H28、11人
遠軽IC道の駅検討協議会体験部会	7人	H28、7人

16 第37条関係（コミュニティの充実）

条文	
第37条 町は、多様化する社会活動を踏まえ、地域に根ざしたコミュニティ活動の役割を尊重し、守り、育てるよう努めなければならない。	
運用状況 H26～H28	
□地域まちづくり会議（H28年度～）	
<ul style="list-style-type: none"> ・旧町村単位に設置していた地域審議会の廃止に伴い、4地域にまちづくり会議（各10人）を設置した。 	

17 第38条関係（町民投票）

条文
第38条 町民又は議会は、町政運営上の重要事項（以下「重要事項」という。）について、町長に対して町民投票を請求することができる。 2 町長は、重要事項について、自ら町民投票を発議することができる。 3 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める
運用状況 H26～H28
<input type="checkbox"/> 町民投票の発議状況 該当なし

18 第39条関係（町外の人々との連携）

条文
第39条 町民は、町外の人々と社会、経済、文化、学術、芸能、スポーツ、環境等に関する取り組みを通じて交流を深め、その知恵又は意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。
運用状況 H26～H28
<input type="checkbox"/> ふるさと会との交流 <ul style="list-style-type: none">・東京えんがる会～会員の高齢化に伴い、平成21年度から休止していたが、平成26年度に再開。毎年6月に東京都内で総会を開催している。町長はじめ、企画課、商工観光課の職員等が参加している。・その他、札幌生田原会、丸瀬布ふるさと会（札幌）及び丸瀬布やまびこ会（旭川）に例年職員が出席している。

19 第40条関係（他の自治体との連携）

条文
第40条 町は、共通する課題を解決するため、国、北海道その他の自治体と相互に連携を図りながら、広域的なまちづくりに努めるものとする。
運用状況 H26～H28
<input type="checkbox"/> 他自治体等との連携状況（調査期間中に新たに開始されたもの） ・遠軽地区総合開発期成会（佐呂間町、遠軽町及び湧別町）により、国、道等に対し要請活動を実施しているほか、連携協定に基づき、北海道の広域連携モデル事業に採択を受け、医師確保及び特産品開発に向けた取組を推進。

20 第41条関係（国際交流）

条文
第41条 町は、地方自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の分野における協力、支援等を通じて国際交流に努めるものとする。
運用状況 H26～H28
<input type="checkbox"/> ヒンメリを通じた国際交流への支援 ・えんがるヒンメリの会 aurinco（アウリンコ）によるフィンランド・ヨキクラックト地域と遠軽町の交流事業に対し、渡航費の一部を支援した。